

御殿場市・小山町広域行政組合告示第3号

(仮称) 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ再資源化施設(リサイクルセンター)整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条の規定により、当該事業を特定事業として選定したので、同法第11条第1項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成26年3月7日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者 御殿場市長 若林 洋平

